

# 平成 27 年度税制改正(消費税法の改正)について

H27. 6

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。

## 消費税率の引き上げ

消費税率及び地方消費税率の10.0%への引上げ時期について、

平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日に変更となりました。

区 分	現 行	平成 29 年 4 月 1 日
消 費 税 率	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.7%	2.2%
合 計	8.0%	10.0%

## 税率引き上げに伴う経過措置

適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することなどの経過措置が講じられる予定です。

平成 25 年度の税制改正時と同様な経過措置が講じられると考えられ、その主な概要は以下のとおりです。次のものは改正前の税率(8%)が適用される予定です。

	項 目	具 体 的 例	経 過 措 置
①	請負工事等	契約に基づく工事や製造、ソフトウェア開発の請負や委任 (※1)	平成 25 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に締結した工事に係る請負契約(*)に基づき、平成 29 年 4 月 1 日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における当該課税資産の譲渡等 * 一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。
②	資産の貸付	リース、テナントビルに係る賃貸借契約(※2、3) (契約に、貸付期間、対価が定められ、対価の変更や解約の申し入れをすることができる旨の定めのないもの)	平成 25 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に締結した資産の貸付に係る契約に基づき、平成 29 年 4 月 1 日前から同日以後引き続き貸付を行っている場合における、平成 29 年 4 月 1 日以後行う当該資産の貸付

※1 指定日(平成 28 年 10 月 1 日)以後に対価の額が増額された場合、増額前の対価部分については契約時の税率(8%)が、増額部分については施行日後の税率(10%)が適用される予定です。

※2 指定日(平成 28 年 10 月 1 日)以後に対価の額が変更された場合、変更後は施行日後の税率(10%)が適用される予定です。

※3 自動継続条項のある賃貸借契約は、指定日(平成 28 年 10 月 1 日)の前日までに解約申出期限が経過して自動継続された契約に基づき、施行日前から施行日以後引き続き貸付を行う場合には、その自動継続後の貸付で施行日以後行われるものについて、この経過措置が適用される予定です。

しかし、指定日以後に解約申出期限が経過して自動継続された場合には、その自動継続後の貸付について、この経過措置は適用されない予定です。

ご意見・ご質問は、

担当者までお願い致します